奈良市建設工事施工体制点検特別立入調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき、本市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の工事現場への施工体制点検特別立入調査(以下「立入調査」という。)の実施に関して必要な事項を定め、工事の監督員が行っている施工体制の点検を補完し、更なる工事現場の適正な施工体制の確保を図り、良質な公共事業の推進及び不良不適格業者の排除を目的とする。

(立入調查実施体制)

第2条 立入調査は、契約課長が指名する複数の契約課職員(以下「調査員」という。) が行うものとする。

(対象工事)

- 第3条 立入調査の対象工事は、次の各号に掲げる工事とする。
 - (1) 請負金額が500万円以上の工事の中から、契約課長が無作為に選定した工事
 - (2) 奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領に規定する低入札価格調査を経 て契約を締結した工事

(立入調査の方法)

- 第4条 第2条に規定する調査員は、次に掲げるところにより、当該工事現場で立入 調査を実施するものとする。
 - (1) 施工体制及び施工状況について立入調査実施書(別表1)に記載の調査項目の事項により行う。
 - (2) 立入調査の実施日を当該工事の受注者に通知しないで行う。
 - (3) 監督員に立入調査の立会を求めることができる。
 - (4) 監督員に施工体制台帳その他立入調査に必要な関係図書の提示を求めることができる。
 - (5) 1つの工事において、複数回の立入調査を実施することができる。

(立入調査の報告)

- 第5条 調査員は、立入調査の結果を立入調査実施報告書(様式1)により契約課長 に報告するものとする。
- 2 契約課長は、前項の報告に基づき工事担当課長に立入調査結果通知書(様式2)により、また、受注者に立入調査実施通知書(様式3)により通知するものとする。

(改善措置)

- 第6条 契約課長は立入調査の結果、改善すべき事項があった場合には、請負者に対してその改善を指摘又は指示するものとする。
- 2 受注者は、前項の指示に基づき行った改善結果について、契約課長に改善結果報告書(様式4)により報告するものとする。

(再調査)

第7条 調査員は、指示事項があった場合は再度立入調査を行い、その結果を第5条 第1項の規定により報告するものとする。

(改善結果の報告)

第8条 契約課長は、調査員から前条の規定による報告を受けたときは、改善結果通知書(様式5)により工事担当課長に通知するものとする。

(工事成績評定への反映)

第9条 工事担当課長は、第5条第2項の規定による通知を受けた場合には、工事成績評定の成績採点に適切に反映させるものとする。

(その他の措置)

第10条 契約課長は、第6条第1項の指示の改善が行われない場合は、奈良市建設 工事等入札参加者入札参加停止措置要領の適用について、協議を行うものとする。

附則

この要領は、平成23年9月1日から施行し、同日以後に締結する建設工事請負契 約に係る工事について適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

立入調査実施報告書

契約課長

年 月 日立入調査を終了したので報告します。 調査員氏名

-	工 事 担 当 課				
工 事 名					
i	T		±n 44 - + +11	F	ппах
	監督員		契約工期		月日から
調査	受注者又は現場代理人			年	月 日まで
<u>1</u>	主任(監理)技術者		契約金額		円
会人	その他の者		変更契約金額		円
			下請負金額合計		円
特記事項					

課長	課長補佐	係長・主任	課員

立入調査実施の結果を報告します。

また、工事担当課長及び受注者に結果を様式2又は様式3により通知してよろしいか伺います。

起案日	年	月	日
決裁日	年	月	Н

立入調査結果通知書

工事担当課長

契約課長

年 月 日実施した立入調査の結果は、下記のとおりです。

記

- ・ 適切………指摘事項がなく適切なもの
- ・ 指摘………指摘事項が軽微なものであり、改善を指摘するもの
- ・ 指示……指示事項があり、改善を求め改善結果報告書(様式5)で報告 を求めるもの

工 事 名	
工事場所	
受 注 者 名	
(指摘事項)	
(指示事項)	

立入調查実施通知書

(所		在)	
(称号	または	名称)	
(代	表	者)	様

契約課長

年 月 日実施した立入調査の結果は、下記のとおりです。指示事項がある場合は速やかに改善し、改善結果報告書で 年 月 日までに報告してください。

記

- ・ 適切………指摘事項がなく適切なもの
- ・ 指摘………指摘事項が軽微なものであり、改善を指摘するもの
- ・ 指示……指示事項があり、改善を求め改善結果報告書(様式4)で報告 を求めるもの

工事	名	
工事場	所	
受 注 者	名	
(指摘事項)		
(指示事項)		

年 月 日

改善結果報告書

契 約 課 長

(所 在)(称号または名称)

(代表者)

(EJ)

年 月 日付け奈〇〇 第 号で通知のありました指示事項について下記のとおり改善しましたので報告します。

記

改善結果通知書

工事担当課長

契約課長

年 月 日付け奈〇〇 第 号で通知しました下記工事について、 再調査の結果を通知します。

記

工 事 名

工事場所

再調査結果

改善済事項	
未改善事項	